

令和4年第12回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月15日(木) 午前9:00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員(12人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	義山 太志
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	稲村 英治
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	
	10番	實 穰二
	11番	
	12番	基山 美奈子
	13番	重原 明美
	14番	政岡 廣子

推進委員(5名)

1番	
2番	幸山 真悟
3番	徳 範文
4番	實村 秀樹
5番	徳山 実
6番	重 翔太

4. 欠席委員 9番 樺山 哲博、11番 森 清弘
欠席推進委員 1番 琉 将士

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(8件)

第2 買受け適格証明願いについて(1件)

第3 現況証明願いについて（1件）

第4 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（1件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主事補 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和4年第12回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。製糖の方も搬入が20日から始まって27日まで1週間ということで、まああの本当に農繁期、忙しい中に入っていきます。バレイショの方は気候とか種とかいろんな問題、病気も発生していると聞いていますので本当に出荷量が低下するのではないかと懸念と価格等の懸念でしておりますがうまくですね。また育っていけばなというふうに思っております。12月でこの時期、本当に忙しくてですね。農家さんとなかなか、見回り等厳しい、圃場の見回り、農業委員の活動、いろいろ忙しい中、皆様、やっていただいておりますが無理をせず、また農家さんの声に耳を傾けて、ぜひ活動を行っていただきたいと思います。それでは時間も過ぎておりますのでこれで挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中5名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議

長から指名させていただく事にご意義ございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、12番委員、5番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 資料の説明の前に訂正をお願いします。農地法3条許可申請についての受付番号107号、こちらがですね。譲受人さんの勘違いで、畑の間違いということで、保留ということでもよろしくお願いいいたします。こちらは、次回、確認ができ次第、次回に回したいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。それでは説明の方に入りたいと思います。

議案第1号について、受付番号100号から受付番号106号は所有権移転と使用貸借に関する件です。受付番号102号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は3,563㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号104号については、借り人は面縄在住で、貸し人は鹿児島県在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は764㎡となっています。申請事由といたしましては、許可後3年間の使用貸借になります。

次に受付番号103号については、譲受人は面縄在住で、申請農地は大字崎原の畑で面積は4,535㎡となっています。申請事由といたしましては、遺言による遺贈となります。

次に受付番号101号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は6,439㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号100号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人も崎原在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は10,412㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号105号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人も崎原在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は4,966㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号106号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人も崎原在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は1,550㎡となっています。申請事由といた

しましては、贈与です。

受付番号100号から106号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは只今の説明に関連して、受付番号102号の説明を担当委員が私の方になっていますので現地調査の結果並びに補足説明を行います。

1 番 農地法第3条許可申請102号について、ご説明いたします。先日、2番委員、2番推進委員と共に調査の結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。なお、現況といたしましては、2筆共、バレイショの植え付けがされている状況であります。

2 番 農地法3条許可申請102号について、只今、1番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号102号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号102号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号102号は、原案のとおり決定しました。次に受付番号104、103号、担当委員の方が同一ですので一括して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番 農地法第3条許可申請104号、103号について、説明いたします。先日、12番委員と調査した結果、何の問題も無いと思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。サトウキビです。

12番 104号、103号について、只今、2番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号104号、103号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号104、103号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号104、103号は、原案のとおり決定しました。次に受付番号101号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法3条許可申請101について、説明します。先日、12番委員と5番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様の審議よろしくをお願いします。現況としまして、1反5畝はサツマイモを植えてありました。下はジャガイモでした。あともジャガイモでした。よろしくをお願いします。

11番 101号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号101号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号101号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号101号は、原案のとおり決定しました。次に受付番号100、105、106号、担当委員の方が同一ですので一括し

て、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法3条許可申請100号、105号、106号について、ご説明いたします。先日、10番委員、5番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりで何の問題無いと思われます。100号につきましては、基盤整備事業の畑になっておりまして、今、現況といたしましては、半分がキビであとは荒れている状況です。105号につきましては、キビです。106号は、牧草となります。以上です。

10番 只今、12番委員のご説明のとおりです。皆様の審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより受付番号100、105、106号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号100、105、106号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号100、105、106号は、原案のとおり決定しました。

これで日程第2議案第1号農地法第3条許可申請についてを終了します。

次に日程第3議案第2号買受適格証明願いについてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の買受適格証明願いについては、1議案1件です。議案第2号について、受付番号1号はお手元の資料のとおりで競売物件の入札参加のためです。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号1号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番 買受適格証明願い1号について、ご説明いたします。先般、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、何の問題もありませんでした。なお、これは兄弟で

40年以上小作をやっている状態です。そして現状としては、キビが植えられてありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号については申請書のとおり決定いたしました。日程第3議案2号買受適格証明願いについてをこれで終了します。次に日程第4議案第3号現況証明願いについてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案1件です。議案第3号について、受付番号8号については、お手元の資料のとおりで、畑から宅地への変更になります。こちらは、5月の総会で3条申請のあった地番ですが、調査時に調査した場所、教えていただいた場所が異なっていたということで、3条申請の方を取り下げていただいて、新たに申請書を提出していただいています。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号8号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 現況証明願いの8号について、説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査の結果、現況は、古くから家が建っている場所ですが、隣接する農地とかも申請人の農地なので特に問題無いと思われま。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

4 番 8号につきまして、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、受付番号8号について、質疑を行います
何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号8号について原案のとおり決定
することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号8号は申請書のとおり決
定いたしました。

これで日程第4議案第3号現況証明願いについてを終了します。

次に日程第5議案第4号農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について
を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成については、1議案1件で
す。議案第4号について、受付番号8号は、お手元の資料のとおりで農業用施設
を建設のためです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号8号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説
明をお願いいたします。

8 番 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、8号について、ご説明
いたします。先日、2番委員と2番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無
く申請書のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。現況
としましては、今、ローズを植えられている状態です。

2 番 農用地利用変更申請に係る意見書の作成について、8号について説明いたしま
す。只今、8番委員の説明のとおりです。皆様のご審議よろしくをお願いいたしま
す。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号8号について、質
疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号8号は許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。

これで日程第5議案第4号農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてを終了いたします。

議事は終わりましたが、その他に入りますが、何か皆さんからございませんか。

6 番 買受適格証明、これは1回出したら、それで良いのかな。何回もその都度、その都度。

事務局 そうですね。その出た、当該物件に関しては、その都度。様式がですね。地番に対しての買受適格証明になるので。その地番に変更されるので。物件ごとです。なのでその都度、出していただくことになります。

6 番 これは5反。

事務局 今のところは、5反の縛りがでてくると思います。

6 番 その都度、その都度、証明が。

事務局 ただ来年度の4月から、下限面積の撤廃というのができているので、5反という縛りは無くなってくるのではないかなと思います。

6 番 下限、0になるの。

事務局 下限が0になります。ただ、この前、農業会議からメールがきてたんですが、下限面積がということで誰でも農地が取得できるような状態になるということで、全国的にそれを見据えて不動産であったり、個人とかで土地転がしではないですけど、資産目的で取得しようとする人が増えてくるのではないかということで、そういった悪質な案件には許可を取り消したり、許可をしないというような内容を3条の中にも含めるべきではないかという話の協議を今、している段階なので細

かいところが決まり次第ですね。皆さんの方にその辺は周知をしたいと思います。

議 長 他にございませんか。よろしいですね。
それでは、これで総会を終了いたします。
どうもお疲れ様でした。